

1 大気関係

1-(1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(環境基準)として定められている。

環境基準

物質名 (告示年月日)	環境基準		
	環境上の条件	達成期間等	測定法
二酸化硫黄 (S48.5.16)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	維持され又は原則として5年以内において達成されるように努めるものとする。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (S48.5.8)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (S48.5.8)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント (S48.5.8)	1時間値が0.06ppm以下であること。	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (S53.7.11)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。 2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることのないように努めるものとする。 3 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (H21.9.9)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	維持され又は早期達成に努めるものとする。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法

[備考]

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、窒素酸化物を除く。)をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 4 この環境基準は、工業用専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

昭和48年5月8日環境庁告示第25号(一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

昭和48年5月16日環境庁告示第35号(二酸化硫黄)

昭和53年7月11日環境庁告示第38号(二酸化窒素)

平成21年9月9日環境省告示第33号(微小粒子状物質)

1-(2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。
トリクロロエチレン	1年平均値が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	

[備考]

1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

平成9年2月4日環境庁告示第4号（ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン）

平成13年4月20日環境省告示第30号（ジクロロメタン）

平成30年11月19日環境省告示第100号（トリクロロエチレン）

2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

1-(3) 県内における環境大気監視状況



区分	鹿児島県設置局 12局	鹿児島市設置局 8局
一般環境大気測定期 18局	□(11局)	○(7局)
自動車排出ガス測定期 2局	■(1局)	●(1局)

* 令和3年3月に環境放射線監視センター局を廃止し、隈之城局を新設した。(移設)

1-(9) 自動車排出ガス規制

中央環境審議会答申	答申の概要及び規制内容等
平成8年答申	<ul style="list-style-type: none"> 二輪車に対する規制の実施 平成12年からガソリン中のベンゼンの許容限度を1%に強化
平成9年答申 (第2次答申)	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン・LPG車に対する規制強化(平成12年~14年規制として実施)
平成10年答申 (第3次答申)	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル車の排出ガス規制強化 (新短期規制(平成14~16年), 新長期規制(平成19年を目途)の二段階に分けて実施)
平成12年答申 (第4次答申)	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル車の排出ガスの規制強化について新長期規制を第3次答申から2年前倒し 平成16年12月から軽油中の硫黄分の許容限度を0.05%から0.005%に強化
平成14年答申 (第5次答申)	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル車の新長期目標値が示され, 粒子状物質や窒素酸化物について大幅に削減 ガソリン車についても新長期目標値〔平成17年(軽貨物車については平成19年)〕が示される。 平成16年12月からガソリン中の硫黄分の許容限度を0.01%から0.005%に強化
平成17年答申 (第8次答申)	<ul style="list-style-type: none"> 自動車排出ガス量の許容限度を見直し, ディーゼル車の「2009年目標」を定め, ガソリン車と同じ水準の排出ガス規制を導入 「粒子状物質(PM)フリー化」を目指し, PMについて大幅に低減(未規制時に比べ99%削減) 大型トラックのガソリン車とディーゼル車は同じ規制値を導入し, 窒素酸化物について大幅に削減
平成20年答申 (第9次答申)	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策として, 後処理装置の装着を前提としたPM, NOxの規制強化を実施 2009年目標から, 使用過程時におけるPMの確認方法をオパシメータによるものに変更 4モード黒煙試験の廃止
平成22年答申 (第10次答申)	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル重量車の排出ガス低減対策として, 現行の排出ガス試験サイクル(JE05モード)をWLTCに変更 エンジン冷間時(コールドスタート)排出ガス試験の導入 燃料蒸発ガス低減対策として, ガソリンにバイオエタノールを混合した「E10」の普及
平成24年答申 (第11次答申)	<ul style="list-style-type: none"> 二輪車の排出ガス低減対策として, 排気管排出ガス許容限度目標値を現行規制より3~6割低減するとともに, 排出ガス試験サイクルを世界統一試験サイクルWLTCに変更 燃料蒸発ガスへの規制を導入し, 車載式故障診断(OBD)システムの装備を義務付け ディーゼル重量車の排出ガス低減対策として, 排出ガスを悪化させる制御(ディフィートストラテジー)の適用を禁止 ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策として, 黒煙試験を廃止するとともに, 使用過程での黒煙測定方法を従来の黒煙汚染度測定器からオパシメーターに変更 プローバイガスの大気開放を原則禁止 認証時の試験測定モードにRMCを追加
平成27年答申 (第12次答申)	<ul style="list-style-type: none"> 自動車排出ガス低減対策として, 乗用車等の排出ガス試験サイクルについて, 現行の排出ガス試験サイクル(JC08モード)を, 世界統一試験サイクルWLTC(超高速フェーズを除く)に変更 排出ガス試験について, 現行のコールドスタート(25%)及びホットスタート(75%)の両方による評価を, コールドスタート(100%)のみで評価するよう世界基準(WLTP-gtr)の内容を適用 排出ガス試験サイクル変更に伴う排気管排出ガス許容限度目標値の見直し(車種により平成30年または31年末までに適用) ディーゼル重量車のプローバイガス対策として, 世界統一基準(WHDC-gtr)と同様, 条件付きでプローバイガスの大気開放を許容(平成28年~30年までに適用)
平成29年答申 (第13次答申)	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境保全及び国際基準調和を目的として, 炭化水素や窒素酸化物等の規制値の強化と耐久走行距離の延長, 高度な車載式故障診断システム(OBDI I)の導入等 ストイキ直噴車(三元触媒が利用できる理論空燃費で燃焼する方式の筒内直噴射ガソリンエンジン搭載車)に対し, ディーゼル車等と同等のPM規制を導入 燃料小売業界の自主的取組により, 給油所側における対策(Stage2)の導入を促進するとともに, 駐車時の燃料蒸発ガス対策として, 駐車試験日数を延長する等自動車への規制を強化(平成32年から適用開始)